



2024年5月28日

各 位

会 社 名 サンケン電気株式会社
代表者名 代表取締役社長 高橋 広
コード番号 6707 (東証 プライム市場)
問合せ先 I R 部 長 岩田 卓也
TEL (048)472-1111

(訂正) 「2024年3月期の中間配当及び分配可能額欠損に関するお知らせ」の一部訂正について

本日公表の「(訂正・数値データ訂正)「2024年3月期 決算短信〔日本基準〕(連結)」の一部訂正について」に記載の通り、公表いたしました2024年3月期の個別業績に修正が生じたことに伴い、2024年5月10日に公表いたしました「2024年3月期の中間配当及び分配可能額欠損に関するお知らせ」に記載の分配可能額の欠損額につきまして、下記の通り訂正いたします。なお、訂正箇所には下線を付して表示しており、また、本修正後における顧問法律事務所の見解に変更はございません。

記

(訂正前)

当社は、2023年11月7日開催の取締役会におきまして、一株当たり15円、効力発生日を同年12月5日とする中間配当(以下「本件中間配当」)の実施を決定いたしました。その後、2024年1月1日に発生した令和6年能登半島地震の影響により、本日公表の「特別損失の計上に関するお知らせ」に記載の通り、2024年3月期決算において特別損失を計上することとなり、2024年3月期決算におきまして、分配可能額が33億円の欠損となることが判明いたしました。この結果、2023年11月7日に決定した本件中間配当が、事後的に会社法465条1項に抵触することとなりました。

当社におきましては、2024年3月期決算を集計する中で、分配可能額が欠損となる懸念が生じたため、そのような事態に備えて、本件中間配当の実施に係る当社取締役の会社法上の責任の有無について、顧問法律事務所に見解を求めました。現地調査を含む検討の結果、能登半島地震に起因する予測不可能な特別損失の計上がなければ欠損は生じていなかったものであって、本件中間配当を実施した時点において欠損が生じることを予測することは不可能であったと解すべきとして、当社取締役において会社法465条1項の責任が生じる可能性は極めて低いものと解されたとの意見を受領しております。

株主及び関係者の皆様におかれましては、ご心配をお掛けすることとなり、深くお詫び申し上げます。当社といたしましては、今後の業績向上と分配可能額の回復に努めてまいります。

(訂正後)

当社は、2023年11月7日開催の取締役会におきまして、一株当たり15円、効力発生日を同年12月5日とする中間配当(以下「本件中間配当」)の実施を決定いたしました。その後、2024年1月1日に発生した令和6年能登半島地震の影響により、本日公表の「特別損失の計上に関するお知らせ」に記載の通り、2024年3月期決算において特別損失を計上することとなり、2024年3月期決算におきまして、分配可能額が35億円の欠損となることが判明いたしました。この結果、2023年11月7日に決定した本件中間配当が、事後的に会社法465条1項に抵触することとなりました。

当社におきましては、2024年3月期決算を集計する中で、分配可能額が欠損となる懸念が生じたため、そのよう

な事態に備えて、本件中間配当の実施に係る当社取締役の会社法上の責任の有無について、顧問法律事務所に見解を求めました。現地調査を含む検討の結果、能登半島地震に起因する予測不可能な特別損失の計上がなければ欠損は生じていなかったものであって、本件中間配当を実施した時点において欠損が生じることを予測することは不可能であったと解すべきとして、当社取締役において会社法 465 条 1 項の責任が生じる可能性は極めて低いものと解されたとの意見を受領しております。

株主及び関係者の皆様におかれましては、ご心配をお掛けすることとなり、深くお詫び申し上げます。当社といたしましては、今後の業績向上と分配可能額の回復に努めてまいり所存です。

以 上